

焼岳の噴火警戒レベル判定基準

令和2年3月27日現在

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が切迫あるいは発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶岩ドームの崩落による火砕流、融雪型火山泥流（積雪期）の切迫あるいは発生 ・居住地域に溶岩流が切迫 	<p>各レベルに該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
4	<p>【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マグマの貫入を示唆する規模の大きな地震が多発 ・マグマの上昇を示す顕著な地殻変動 ・溶岩ドームの形成成長又は溶岩の出現位置によって溶岩流出 	
3	<p>【想定火口から概ね2 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口付近の浅部を震源とする火山性地震の急増、規模増大（レベル2よりも回数多あるいは規模大） ・想定火口付近の浅部の膨張を示す明瞭で急激な傾斜変動 ・振幅の大きな火山性微動が連続的に発生、もしくは頻発 ・浅部の低周波地震の多発 ・噴気活動や噴気地帯の熱活動の更なる高まり <p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の多発】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火の噴出物に明らかに新鮮なマグマ性物質が含まれており、マグマ噴火の可能性があると判断した場合 <p>【想定火口から概ね2 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生し、大きな噴石が想定火口から概ね1 km を超え2 km まで飛散 ・噴火が発生し、泥流の発生（その影響範囲が想定火口周辺に留まり、居住地域には達しないと判断した場合） 	<p>左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
2	<p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の可能性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想定火口付近の浅部を震源とする火山性地震の増加 <ul style="list-style-type: none"> ➢任意の24時間で50回以上又は10日間で100回以上 ・下記の観測項目で複数項目が該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> ➢上記の基準に達しない程度の浅部を震源とする火山性地震の増加 ➢想定火口付近の浅部の膨張を示す地殻変動 ➢火山性微動の発生 ➢噴気活動の活発化、噴気地帯の拡大や出現 <p>【想定火口から概ね1 km 以内の範囲に影響を及ぼす噴火の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴火が発生し、大きな噴石が想定火口から概ね1 km 以内の範囲に飛散（想定火口内に影響する程度の噴火を含む） 	<p>左記の条件を満たさなくなり、火山活動の低下が認められた場合には、レベルを引き下げる。</p>
<p>（レベル1の火山活動の状況）</p> <p>【火山活動に若干の高まりや異常が認められる】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火山活動や地震活動に変化がみられたり、山体のわずかな膨張が認められたりする。状況によっては、想定火口内の過去の活動火口や現在の噴気地帯の周辺で火山灰や泥の噴出等（この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ）が見られることがある。 <p>【火山活動は静穏】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山体の膨張を示す地殻変動が認められず、噴気の高さは概ね100m未満、火山性地震は1日平均数回で推移する。 		
<ul style="list-style-type: none"> ・ここでいう「想定火口」とは、過去の活動火口及び現在の噴気地帯の位置を包括する範囲とし、北西－南東方向に2.4km、北東－南西方向に1.4kmの小判型の領域とする。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・レベルの引上げ基準に達していないが、今後、レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。また、現状、レベルを引き上げる可能性が低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。 ・発見者通報で現地での異常が発見された場合には速やかに火山機動観測班を派遣し、現象の確認を行う。 ・火山の状況によっては、以上の現象が観測されずに噴火する場合もある。レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない（下がるときも同様） 		